

必要書類チェックリスト

育児休業給付金

申請書

- ☐ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
- ☐ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

添付書類

育児休業取得者が用意するもの

- ☐ 育児の事実、出産予定日及び出生日を確認できるもの
母子健康手帳（出生届出済証明のページ・分娩予定日が記載されたページ）
住民票（続柄末省略のもの）・医師の診断書など ※写し可
- ☐ 受給資格確認票の【申請者氏名】欄の記名（同意書がある場合、【申請について同意済み】の記載でも可）

【手書きで申請書を作成している場合】

- ☐ 通帳またはキャッシュカードの写し（本人名義、旧姓不可）

事業主が用意するもの

- ☐ 休業開始時賃金月額証明書に記載したものが、全て確認できる賃金台帳と出勤簿
※写し可
※在職している事業所で11日以上の方が12ヶ月ない場合は、前職の離職票ー2が必要です。

【併せて支給申請を行う場合】

- ☐ 支給申請期間の賃金台帳と出勤簿 ※写し可
または育児休業に係る賃金証明書

【男性の場合・女性で育休開始日が法定日とは違う場合】

- ☐ 育児休業申出書（育児休業開始日・子の生年月日または予定日が記載されているもの）※写し可

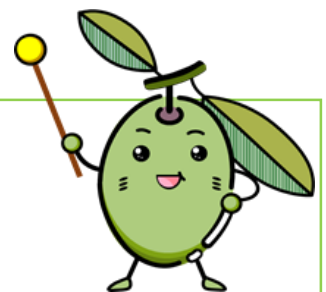
申請期間について

- ・賃金登録・受給資格確認のみの場合、育児休業開始日の翌日から申請可能です。
- ・併せて支給申請を行う場合、申請期間末日の翌日から申請可能です。
- ・申請期限は育児休業開始日から4ヶ月後の末日までです。

お問い合わせ先（各事業所所在地管轄の公共職業安定所）

高 松 087-869-8609
丸 亀 0877-21-8609
坂 出 0877-46-5545
観 音 寺 0875-25-4521

さ ぬ き 0879-52-2595
東かがわ 0879-25-3167
土 庄 0879-62-1411



香川労働局公式キャラクター
オリビィ